

UAE税務ガイド

(2022年3月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地会計事務所KPMG Lower Gulf Limited Dubai officeに作成委託し、2022年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律・税制改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびKPMG Lower Gulf Limited Dubai officeは、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびKPMG Lower Gulf Limited Dubai officeに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部
ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

KPMG Lower Gulf Limited Dubai office
住所：4, One Central, Dubai World
Trade Centre - Sheikh Zayed Rd,
Dubai

HP：<https://home.kpmg/ae/en/home.html>

目次

1. 元本税制.....	1
1.1 課税対象の事業体/個人.....	1
1.2適用される直接税および間接税.....	2
1.3上場税の法的根拠.....	2
1.4 課税年度.....	3
2. 法人税：現在の制度.....	4
2.1 メインランド.....	4
2.2 フリーゾーン.....	5
2.3 2023年6月導入の法人税.....	5
2.4 法人税率.....	6
2.5 課税対象地域・範囲.....	6
2.6 課税所得.....	6
2.7 その他の事業利益に対する課税.....	7
2.8 サービス契約に基づく利益/報酬に対する課税.....	7
2.9 外国源泉所得に対する課税.....	7
2.10 資産の評価.....	7
2.11 控除の対象となるもの.....	7
2.12 税制上の優遇措置.....	8
2.13 損失繰越.....	8
2.14 源泉徴収税.....	8
2.15 パートナーシップと合弁事業.....	9
2.16 外国企業の支店/駐在員事務所に対する課税.....	9
2.17 税務上の居住.....	9
3. 個人所得税およびその他の税金.....	10
3.1 個人所得に対する課税.....	10
3.2 個人に対するその他の税金.....	10
3.3 税務上の居住者.....	10
3.4 付加価値税（VAT）.....	10

3.5	その他の税金	11
4.	税務管理とコンプライアンス	13
4.1	法人税	13
4.2	個人所得税	13
4.3	付加価値税 (VAT)	13
5.	報告と監査	19
5.1	税務上の目的およびそれぞれの保持期間のために維持される文書および記録	19
付録		21
	二重課税のリスト	21
	条約	22

主要な税制

1. 元本税制

1.1 課税対象の事業体/個人

1.1.1 事業体

アラブ首長国連邦「UAE」（以下、UAE）に設立できる事業体は、本土に設立するか自由貿易地域に設立するかによって異なります。

メインランド (UAE国内；非フリーゾーン)

メインランドで設定できる企業形態は次のとおりです。

有限責任会社「LLC」

最近まで、UAE本土の会社の株式資本の51%は、UAE国民またはUAE国民が完全に所有する会社が所有する必要がありました。外国人または企業は、UAEで運営されている陸上事業の49%以上を所有することを許可されていませんでした。LLCは、それぞれの首長国連邦およびUAE外でライセンスに含まれるすべての活動を行うことができます。新しい商事会社法は2021年に発行され、外国人が特定の条件に従って本土の法人の49%以上を所有することを許可しています。

ブランチ

商業活動の場合、外国企業は、ケースバイケースで付与されるライセンス要件に従って、UAE国内に100%資本の支店を設立することができます。

駐在員事務所

独立した法人ではなく、マーケティングおよび事業開発活動のみを実行することを許可されています。

自由貿易地域：フリーゾーン

UAEの多くのフリーゾーン (FTZ: Free Trade Zone) は、特定の産業セクターにフォーカスを当てて設立されています。代表的なフリーゾーンは次のとおりです。

- 金融サービス：ドバイ国際金融センター「DIFC」およびアブダビグローバルマーケット「ADGM」
- 港湾とロジスティクス：ジュベルアリフリーゾーン「JAFZA」とドバイエアポートフリーゾーン「DAFZA」
- 情報通信、IT、およびマルチインダストリー：ドバイインターネットシティ「DIC」およびドバイマルチコモディティセンター「DMCC」。

企業体の形式（外国人または企業が100%所有することができます）はゾーンごとに異なりますが、次のものが含まれる場合があります。

- フリーゾーン支店
- フリーゾーンの設立「FZE」：単一の株主企業
- フリーゾーン会社「FZCo」：複数株主会社
- Free Zone Limited Liability Company「FZ-LLC」：一部のFTZは、FZEとFZCoを区別せず、代わりに、これらのエンティティタイプをまとめてFZ-LLCと呼びます。

元本課税

システム

1.1.2 個人

現在、UAEには個人所得税はありません。したがって、個別の納税義務はありません。

1.2 適用される直接税および間接税

該当する税金：直接税

2023年6月1日に発効する連邦法人税

石油・ガス会社および現在外国銀行の支店に対する首長国レベルで課せられる法人税

該当する税金：間接税

付加価値税（VAT）

関税

物品税

1.3 上場税の法的根拠

該当する税金：直接税

2023年6月1日に発効する連邦法人税

2022年1月31日に連邦財務省によって発表されました。後述で解説します。

石油およびガス会社、外国銀行の支店に課せられる法人税

それぞれの首長国が制定する法人税は、石油およびガス会社と外国銀行の支店のみを対象としています。

該当する税金：法人税

付加価値税（VAT）

連邦法令-付加価値税とその執行規則に関する2017年法律第8号

関税

GCC加盟国の共通税関法

物品税

連邦法令-物品税とその税に関する2017年法律第7号

執行規則

1.4 課税年度

- 法人税：現時点で未規定（石油・ガス会社および外国銀行の支店の特定の期間を除く）
- VAT：四半期/月次
- 物品税：四半期/月次

法人税

2. 法人税：現在の制度

2.1 メインランド

現在、UAE連邦全体レベルでの法人税は施行されておらず、2023年6月から適用になります。ただし、一部の首長国では独自の所得税法令を発行しています。各首長国の法令はアラビア語のみの設定が多く外国人には詳細が分かりにくいですが、課税対象者の定義や課税所得など、関連する首長国での課税の根拠を規定しています。ただし、実際には、法人税は現在、石油およびガス採掘、精製企業に対してのみ課税されており、特定の石油化学会社およびそのような会社の課税は、譲歩契約の一部として規定が定められています（以下の「石油およびガス会社への課税」を参照のこと）。一部の首長国は、それぞれ首長国内で営業している外国銀行の支店に法人税を課す独自の銀行税法を制定しています。

2.1.1 石油およびガス会社への課税

課税対象の石油およびガス会社は、政府と署名したコンセッション契約または財政書（Fiscal Letter）の特定の条件に基づいて課税されます。このような協定に基づく課税条件は、通常、UAE連邦税法の規定に優先し、これは通常コンセッション契約の文言に規定されています。

コンセッション契約または財政書は、UAEの石油およびガス会社の主要な税法の枠組みとなります（VAT義務は別とする）。一般的に、コンセッション契約または財政書に具体的に記載されていないすべての事項は、関連する首長国の税法法令の規定に従う必要があります。

コンセッション契約または財政書の条件は具体的であり、課税基準、適用される税率、関連する期日と提出期限、どの首長国に税金を支払うべきかを決定します。

そのような課税制度の詳細は公表されていませんが、制度は通常、ロイヤルティの支払いと所得税の組み合わせを伴います。コンセッション契約の下では、税率は通常最大55%の範囲であり、ロイヤルティ率は生産レベルに応じて12~20%の範囲とされています。

石油およびガス産業の規制、コンセッションの付与、およびコンセッション契約または財政書に基づく税金の徴収に関する管轄当局は、各首長国の政府となります。

2.1.2 外国銀行の支店への課税

現在、外国銀行の支店は、設立され運営されている首長国で所得税の対象となっています。ドバイやアブダビを含む特定の首長国は、特別な銀行法令または銀行税規則「規則」を発行しています。規則はおおむね類似しており、次の重要な特徴を共有しています。

- 外国銀行の課税所得は通常20%の課税対象となります。
- 課税対象利益は、監査対象の支店勘定に基づいて決定され、規則で規定されている調整の対象となります。
- 規則には、収入の配分/帰属、ならびに支店への費用および費用控除規則を扱う多くの規定が含まれています。

- 規則にはさらに、発生/引当金、銀行資産の減価償却、および税務上の損失の繰り越しに関する具体的なガイダンスが含まれています。
- 規則は、手続き/管理規則（例えば、提出期限、不履行の場合の延滞利息および罰金、所得税の支払いおよび上訴プロセス）を規定しています。

UAEに連邦法人所得税「法人税」が導入された後、外国銀行の支店に関する課税を再評価する必要があります（以下を参照）。

2.2 フリーゾーン

フリーゾーンは、UAEの外だけでなく、フリーゾーン内での外国投資と経済活動を促進するために設立された経済特区です。UAEのいくつかの首長国連邦には、企業が100%の外国人所有権を持つことを許可され、税制上の優遇措置を提供するフリーゾーンがあります。現在、UAEには45近くのフリーゾーンがあります。それぞれが独自の規則や規制で独立しています。

現在、フリーゾーンに登録されている事業体は、通常、フリーゾーンに応じて特定の期間の法人所得税を支払う義務がありません。つまり、フリーゾーン内企業には通常15～50年の「免税期間」が提供されます。

2.3 2023年6月導入の法人税

2.3.1 UAEでの「法人税」の導入の発表

UAEは、2018年に経済協力開発機構「OECD」の税源浸食利益移転「BEPS」プロジェクトに関する包括的枠組み「IF」に参加し、すでに最小限のBEPS行動を実施しています（国別報告および経済的実体要件「ESR」）。IFの137人のメンバー（UAEを含む）は、国際税制を改革するためのOECD BEPS 2.0提案の重要な側面に合意し、2023年から有効な15%の世界最低税率に合意しました。

上記のBEPSイニシアチブに応じて、2022年1月31日、連邦財務省は、法人税（Cooperate Tax）がUAEで実施され、2023年6月1日以降に開始する有効な会計年度にUAEの7つの首長国で事業を行うすべての事業に適用されることを発表しました。法律は2022年夏頃に制定される予定です。

ただし、特定の例外があります。

- 収入を生み出す活動が商業的免許を必要としない限り、個人の能力で収入（すなわち、給与、投資収入）を稼ぐ個人。
- 天然資源の採掘に従事する事業体。これらは、それぞれの首長国によって発行された税法の対象となります。
- FTZに登録されている企業は、すべての規制要件に準拠し、UAE本土との取引を行っていないことを条件とします。「本土と取引しない」という用語は、法人税法で明確化されることが期待されています。

首長国レベルの法人税法に基づいて運営されていた外国銀行の支店は、今回導入される連邦レベルの法人税法の対象にも該当します。法人税が首長国レベルの銀行に対する法人税法に与える影響はまだ明確になっていません。

2.4 法人税率

現在、税法では、法人税は累進課税制度の下で支払われており、石油およびガス生産会社の税率は最大55%に達し、外国銀行の支店は20%の法人税率の対象となっています。

ただし、新しい法人税制度では、次の3つのレートの階層システムが適用されます。

- 375,000 AEDに該当するすべての年間課税対象利益はの場合、税率は0%
- 375,000 AEDを超えるすべての年間課税対象利益は、税率9%
- BEPS 2.0フレームワークの第2の柱の範囲に該当するすべての多国籍企業（つまり、31.5億AEDを超える連結世界収益）は、OECD BEPS規則に従って異なる税率の対象となるものとします。このような場合の税率はまだ発表されていません。

2.5 課税対象地域・範囲

提案された法人税制度は、税務会計期間中にUAE事業によって生み出された事業利益に法人所得税を課します。外国の事業体および個人は、UAEで継続的または定期的取引や事業を行っている場合にのみUAE法人税の対象となります。

2.6 課税所得

課税所得の計算の詳細なメカニズムは、2022年半ばに発行される予定の法人税法にて公表される予定です。ただし、課税所得は、法人税法で指定される特定の項目を調整した後、事業の会計上の純利益として計算されます。事業の会計純利益は、国際的に認められた会計基準に従って作成された財務諸表で報告された金額です。

以下の収入は、一般的に法人税から免除されるものとします。

- UAEの会社が適格株式保有から得た配当収入（法人税法で定義される）
- UAEの会社が適格な株式保有から得たキャピタルゲイン（法人税法で定義される）
- 再編成による利益

免税所得制度を考慮すると、法律には参加免除または国際市場で一般的に見られる同様の原則が含まれることが予想され、企業は免税所得を利用するために所定の条件を満たすことができるかどうかを評価する必要があります。

法人税レジームでは、税のグループ化とグループ救済の規定が許可されます。UAEグループは連結納税申告書を提出できる必要があり、グループ間の税務上の損失を相殺することが許可される場合があります。さらに、課税対象事業体は、UAEの課税所得に対して支払われた外国法人税の年間納税義務に対する控除として受け取ることができます。

UAEの企業グループは、特定の条件が満たされている場合、税グループを形成し、単一の課税対象者として扱われることを選択できます。UAE内で設定した税グループは、グループ全体に対して一つの納税申告書を提出するだけで済みます。

2.7 その他の事業利益に対する課税

375,000AEDを超えるすべての年間課税対象利益は、法人税の対象となります。UAE国内の企業が適格株式保有から得た配当およびキャピタルゲインは、法人税から免除されます。法人税は通常、配当、キャピタルゲイン、利子、ロイヤルティ、およびその他の投資収益からの外国投資家の収入に対しては課税されません。

2.8 サービス契約に基づく利益/報酬に対する課税

報酬ベースの支払い、ターン・キー契約（プラント輸出等において、設計から機器・資材・役務の調達、建設及び試運転までの全業務を単一のコントラクターが一括して定額で、納期、保証、性能保証責任を負って請け負う契約）には税金はかかりません。しかし、これは法人税法の下ではまだ明確にされていません。

2.9 外国源泉所得に対する課税

法人税法の下で明確化されることが期待されます。

2.10 資産の評価

各首長国で施行された税法は、資産の再評価に関する規則を規定していません。ただし、これは法人税法の下で明確化されることが期待されています。

2.11 控除の対象となるもの

法人税法の下で明確化される見込みです。

2.11.1 減価償却費

法人税法の下で明確化される見込みです。

2.11.2 不良債権

法人税法の下で明確化される見込みです。

2.11.3 引当金および準備金

法人税法の下で明確化される見込みです。

2.11.4 取締役、パートナー、株主への報酬

法人税法の下で明確化される見込みです。

2.11.5 賃貸料

法人税法の下で明確化される見込みです。

2.11.6 寄付

法人税法の下で明確化される見込みです。

2.11.7 その他の控除可能な要素

法人税法の下で明確化される見込みです。

2.12 税制上の優遇措置

フリーゾーンにある企業は現在、法人税0%または最大50年間の免税期間の対象となります。法人税法の下では、フリーゾーンにある企業は2.3.1項に記載されているように、引き続き法人税率0%の対象にはなりません。これは「規制要件に準拠し、UAE本土（メインランド）と取引を行わない」場合に限りです。

2.13 損失繰越

提案された法人税制度の下では、一定の条件が満たされている場合、累積課税損失は将来の課税利益を相殺することが許可され、条件は、法人税法の下で定義されることが期待されます。あるグループ会社からの税務上の損失を別のグループ会社の課税所得と相殺することが許可されます。

2.14 源泉徴収税

現在、UAEには源泉徴収税はありません。新しい法人税制度の下でも、国内または国境を越えた支払いに対する源泉徴収税はありません。

2.15 パートナーシップと合弁事業

現在、パートナーシップに関して適用される税法の下で特定の規定はありません。これは、新しい法人税法の下で明らかにされることが期待されています。

2.16 外国企業の支店/駐在員事務所に対する課税

新しい法人税制度では、外国企業の支店/駐在員事務所（銀行を含む）は、支店/駐在員事務所が法人税法の免税に該当しない限り、法人税の対象となります。

2.17 税務上の居住

現在、UAEには法人税の居住に関する明確な法的および国内の概念はありません。それにもかかわらず、連邦税務当局「FTA (Federal Tax Authority)」は、UAEに組み込まれ、UAEから管理され、連邦税務当局およびそれぞれの二重課税回避協定によって設定された要件を満たす企業に居住者証明書「TRC (Tax Residence Certificate)」を発行します。オフショア規制の下で設立された企業および外国企業のUAE支店は、通常、UAEでTRCを取得する資格がありません。ただし、UAEに法人税法が導入された時点で、居住地の概念を再確認する必要があります。

3. 個人所得税およびその他の税金

3.1 個人所得に対する課税

現在、UAEの個人に適用される個人所得税はありません。

3.2 個人に対するその他の税金

現在、従業員に対する社会福祉に関する税はありません。 UAEの雇用主に雇用されている従業員は、UAE労働法に基づいて、報酬と勤続年数に対して退職金（雇用期間終了時）を受ける権利があります。 GCC国民である従業員は、UAEの社会保障制度の対象となります。一般的に、社会保障給付は、従業員の総報酬の17.5%（従業員が5%、雇用者が12.5%）の割合で支払われます。比率は各首長国間で異なる場合があります。

3.3 税務上の居住者

必要に応じて、租税条約の特典を利用するためにUAE居住者証明書（UAE TRC）を申請することができます。連邦税務局（FTA）は、個々のケースを判断して個人にTRCを付与します。UAEの税法は「居住者」を定義していません。ただし、実際には、12カ月の間に少なくとも183日間UAEに滞在する場合、その個人はUAEの居住者とみなされます。

3.4 付加価値税（VAT）

UAEは、GCC諸国の共通VAT協定に基づいて、2018年1月1日から付加価値税を導入しました。

3.4.1 課税対象商品

UAEで事業を行う過程で得られたすべての商品およびサービスは、UAE 付加価値税法により特別に免除されているか、範囲外でない限り課税対象となります。

3.4.2 税率

UAEの標準付加価値税率は5%で、商品やサービスの輸出を含め特定の供給品は0%税率になっています。

付加価値税が免除になるケース

輸出される商品やサービス

一部の関連商品およびサービスを含む、乗客および商品の国際輸送

適格な輸送手段、およびそれらの運用、修理、保守のために提供される特定の商品やサービス（列車等）

救助および支援のために指定された航空機または船舶

特定の希少金属

新しい住宅用建物（または非住宅用建物から住宅用建物に転換されたもの）または慈善団体が使用するために特別に設計された建物の最初の施工

原油と天然ガス

対象となる教育サービスおよび関連する商品とサービス

予防医療および基礎医療サービスに関連する商品とサービス

金融サービス

評価額ゼロとならない住宅

さら地（建築物等がない土地）

国内旅客輸送

3.5 その他の税金

3.5.1 関税

UAEはGCC関税同盟のメンバーです。連合は、5～100%の特定または従価税のいずれか高い方の範囲で、さまざまな特定の義務を一律に課しました。これは、関税分類による免税への追加で、その関税は、GCCへの最初の入国時に徴収されます。フリーゾーンはGCCの領土外とみなされているため、フリーゾーンへの輸入は一時停止制度の下にあります。UAEでは、商品が「フリーゾーンあるいは保税倉庫」からメインランドに輸入された場合にのみ関税が徴収されます。

3.5.2 物品税

物品税は、UAEで輸入、生産、または備蓄されている特定の商品に課される間接税です。物品税は、有害な商品の消費を削減し、税収を有益な公共サービスに還元することを目的として2017年に導入されました。

UAEでは、次の商品が物品税の対象となります。

- 炭酸飲料（50%）
- たばこ製品（100%）
- エナジードリンク（100%）
- 電子喫煙装置（100%）
- 電子喫煙装置およびツールに使用される液体（100%）
- 砂糖が含まれる飲料（50%）。

3.5.3 その他の税金

不動産の譲渡には登録料がかかります。例えば、ドバイ首長国連邦では、手数料は不動産譲渡価格の4%です。

ほとんどの首長国では、税金は、一般的に住宅用不動産の場合は5%、商業用不動産の場合は5~10%の割合で、不動産の年間家賃を参照して、住宅および商業用テナントによって地方自治体に支払われます。

ホテルやレストランのサービス料（レストランの場合は5~10%、ホテルの場合は10~15%）に加えてレストランやホテルでの消費、映画の公演への参加にも市税が課せられます。

税務管理とコンプライアンス、租税条約

4. 税務管理とコンプライアンス

4.1 法人税

既存の税務環境により、UAEに登録されているほとんどの事業体（メインランドおよびフリーゾーン）は、石油およびガス企業および外国銀行の支店を除き、法人税申告書を提出する必要はありませんでした。

新しい法人税制度の下では、連邦税務当局がUAE 法人税の管理、収集、および執行に責任を負います。法人税の範囲に含まれ、2023年6月1日から2024年5月31日までの会計年度を採用する企業は2023年6月1日から法人税の対象となります。最初の納税申告書の提出は2024年末に予定されています。2023年1月1日から2023年12月31日までの暦年に従う企業は、2024年1月1日から法人税の対象となり、提出期限は2025年半ばになる可能性があります。

会計期間ごとに一つの法人税返品のみを提出する必要があり、暫定的または事前の法人税ファイリングは必要ありません。法人税返品は、電子的に提出する必要があります。法人税の範囲に該当する企業は、法人税の前払いを行う必要はありません。UAEの他の税金（VATなど）と同様に、企業は法人税体制に違反した場合の罰則の対象となります。罰則の詳細は法人税法で規定される予定です。

新しい法人税制度の下では、UAE内にある企業グループでは連結納税申告書を提出することが認められています。法人税法の詳細を待つ必要がありますが、グループ間の税務上の損失を相殺することが許可される可能性があります。課税対象事業体は、UAEの課税所得に対して支払われた外国法人税の年間納税義務に対する控除として受け取ることができます。

さらに、新しい法人税制度では、免除されているにもかかわらずフリーゾーンに登録されている企業は、毎年法人税申告書を提出する必要があります。

4.2 個人所得税

UAEには個人所得税制度がないため、個人所得税に関するコンプライアンスはありません。

4.3 付加価値税（VAT）

4.3.1 登録

UAEは、GCC諸国の共通VAT協定に基づいて、2018年1月1日からVATを導入しました。UAEの標準VAT税率は5%で、輸出の税率はゼロです。UAEで事業を行う過程で得られたすべての商品およびサービスは、UAE VAT法令により特別に免除されているか、範囲外でない限り、課税対象となります。VATの登録事業体は、連邦税務当局の規定に従い、月次または四半期ごとの申告書を提出する必要があります（必須登録）。

VATのしきい値（売上のライン）

（過去12カ月または次の30日間で）375,000 AEDを超える課税対象物を製造するすべての現地事業者は、VATに登録する必要があります。

その人がUAEに居住していない場合、その人がUAEで課税対象の供給または輸入を行う場合、そのような活動のVATの会計を担当する他者がいない限り、VATの登録が必要になることがあります（自主登録）。

課税対象物を製造している、または187,500～375,000 AEDの課税対象費用を負担している事業者は、自主的にVAT登録を申請することができます。

自主的な登録は、申請が行われた月の翌月の初日から、または本人が要求し、連邦税務当局によって合意されたより早い日付から有効になります。

コンプライアンス、租税条約からの免除

VAT登録

必須登録しきい値を超える、または超えると予想される場合、課税対象物が排他的にゼロ評価されている場合は、登録要件からの除外を要求することができます。ただし、連邦税務当局はそのような要求を受け入れる義務はなく、受け入れるかどうかは連邦税務当局の裁量に委ねられています。登録の例外の要求が受け入れられた場合、標準レートでVATの対象となる供給品の製造を開始した場合は、連邦税務当局に通知する必要があります。そうしないと、連邦税務当局が税務査定を引き上げ、罰則を科す可能性があります。

外国企業のVAT登録

UAEに設立場所を持たない外国のサプライヤーは、サービスの受領者がVATを自己申告できない場合、VATの目的で登録する必要があります。

登録は、最初の供給が行われた日から締め切られます。

登録抹消

課税対象者は、20営業日以内に登録抹消する要件を連邦税務当局に通知する必要があります。

次のいずれかが発生する月末からの日数：

- 課税対象者は課税対象物の製造を中止していること
- 過去2暦月の課税対象者の課税対象物の価値は、自主登録しきい値（売上高）を下回っていること

4.3.2 不適切処理に対する罰則

税務申告に関する2017年の連邦法第7号は、一般的な税務コンプライアンスの問題に対処し、とりわけ、付加価値税の不適切処理について罰則と追徴課税について制定しています。

課税期間ごとに、課税対象者は、課税対象者が作成または受け取った供給に関する詳細を含む納税申告書を提出する必要があります。確定申告書の提出と連邦税務当局への納税納税の期日は、確定申告の対象となる納税期間終了後28日です。支払いが連邦税務当局によるものである場合、期限までに連邦税務当局が支払う必要があることに注意してください。

納税申告書の提出期限とそれに対応する支払いが週末または祝日に当たる場合、納税申告書の提出または支払いの期限は、これに続く最初の営業日に延長されます。確定申告や納税の遅れは、連邦税務当局による罰金の対象となります。すべての納税申告書は、連邦税務当局ポータルを使用してオンラインで提出する必要があります。申告書は、課税対象者、または課税対象者に代わって申告する権利を有する別の人物（たとえば、税務代理人または法定代理人）が提出できます。

4.3.3 ペナルティと不服申し立て

ペナルティ

付加価値税申告書は、指定された期限内に提出する必要があります。提出しない場合、遅延が初めて発生したときに1,000AEDのペナルティが課せられます。24カ月以内に繰り返し違反があった場合、違反ごとにペナルティが2,000 AEDに引き上げられます。

指定された期日までに付加価値税申告書を提出しない場合、連邦税務当局は未払税の見積もりを含む税査定を発行する場合があります。このような場合、査定された未払税、確定申告の不提出に対するペナルティ、および/または税査定の発行時の延滞ペナルティ（該当する場合）を支払う必要がある場合があります。

コンプライアンス、租税条約

課税対象者は、以下に従って、最大（300%）までの未払い税の遅延支払いに適用されるペナルティを支払う義務があります。

- 未払いの税金の（2%）は未払いの税金の支払いが遅れた場合、支払い期日の翌日に支払う必要あり。
- （4%）毎月のペナルティとして、支払期日から1カ月後、その後は毎月同じ日に、現在までの未払額。

上記に加えて、2021年4月28日に2021年の内閣決議第49号が発表され、UAEの税法違反に対して課せられた行政処分が改正されました。連邦税務当局は、この内閣決議がどのように実施されるかについてのガイダンスを提供する二つの公的説明を発表しました。本決定は2021年6月28日から発効し、2021年6月28日以降の税法違反に課せられる多くの行政処分を削減します。さらに、本決定はこの発効日より前に罰せられた登録者が恩恵を受けることができます（本決定で指定された要件を満たすことを条件として、2021年6月28日に未払いの支払われる行政処分の30%のみを決済する必要があるペナルティ再決定スキーム）。UAEの税法違反に対する行政処分に関する2017年の内閣決定第40号に添付された違反および行政処分の表は、以下に置き換えられるものとします。

付加価値税処理の違反について

ペナルティ

税金を含む価格を表示できていない場合。

5,000 AED

課税対象者がマージンに基づいて税を適用することを当局に通知しなかった場合。

2,500 AED

商品を指定ゾーンに保持すること、または別の指定ゾーンに移動することに関連する必要な条件と手順に従わなかった場合。

ペナルティは、違反に関連して商品に課せられる、該当する場合は税の50,000 AEDまたは50%のいずれか高い方になります。

課税対象者が供給を行う際に納税請求書または代替文書を発行しなかった場合。

検出されたケースごとに2,500 AED。

課税対象者が税額控除ノートまたは代替文書を発行しなかった場合。

検出されたケースごとに2,500 AED。

課税対象者が電子的に納税請求書と税額控除ノートの発行に関する条件と手順を順守しなかった場合。

検出されたケースごとに2,500 AED。

2021年の内閣決定第49号を考慮して、以下に示すのは、非準拠の納税者に課せられる実質的に顕著な行政処分の一部です。

一般的な税務コンプライアンス/税務手続きに関する違反の説明

ペナルティ

課税対象者が税法で指定された期間内に登録申請書を提出しなかった場合。

10,000 AED

税法で指定された期間内に登録抹消申請書を提出しなかった場合。

遅延の場合は1,000 AED、その後は毎月同じ日に最大10,000 AEDまで。

コンプライアンス、租税条約

VAT申告書の提出の失敗（すなわち、VAT申告書）。

24月カ以内に、最初の違反で1,000 AED、2回目の違反で2,000 AED。

VAT法で義務付けられている商品の輸入に起因する可能性のあるVATを考慮していない課税対象者。

未払いまたは未申告のVATの50%。

誤ったVAT申告書の提出

1. 固定ペナルティが適用されます：初めて1,000 AED。繰り返しの場合は2,000 AED。
2. 上記の例外として、不正確な納税申告により、このペナルティの第1項に記載されている固定ペナルティよりも少ない税差が生じる場合、少なくとも500 AEDのその税差に等しいペナルティが課されるものとします。
3. 支払い期日より前に納税申告書を訂正する者は、このペナルティの第1項および第2項に基づいて課せられるペナルティから除外されるものとします。

納税者が、連邦税務当局から通知を受ける前に、税務手続法第10条（1）および第10条（2）に従って、VAT申告、税務査定、または還付申請の誤りを自主的に開示しなかった場合、納税者は以下の処分対象となります。

1. 不適切な税務処理に対して50%のペナルティ
2. 毎月または次の月の一部に対して4%のペナルティ：
 - a. 関連する課税期間の支払い期日から税査定の受領日までの当局への未払いの税金
 - b. 返還されなかった税金

不服申し立て

誰でも連邦税務当局の裁定に不服申し立てをすることができます。

最初のステップとして、当該者は連邦税務当局にその決定を再考するように要求しなければなりません。このような再検討の要求は、連邦税務当局の最初の決定が通知された日から40営業日以内に行う必要があります。連邦税務当局は不服申し立ての申請を受け取ってから40営業日以内に修正された決定を通知します。

連邦税務当局の改訂された決定に満足できない場合は、これらの目的のために設置される税務紛争解決委員会に異議を申し立てることができます。委員会への異議申し立ては、連邦税務当局の修正決定が通知された日から40営業日以内に提出する必要があります。また、課された罰金を支払わなくても、全額を支払う限り、TDRCに申請書を提出できます。税額が確定し、他のすべての条件が満たされています。委員会は通常、受領から40営業日以内に異議申し立てに関する決定を下す必要があります。

委員会の決定に満足できない場合、100,000AEDを超える紛争については、管轄裁判所でその決定に異議を申し立てることができます。

コンプライアンス、租税条約

上訴は、委員会の決定が上訴人に通知された日から40営業日以内に行われなければならない、その人は、とりわけ、全額の税金と少なくとも50%の罰金を提出する必要があります。

4.4 租税回避防止規則

4.4.1 移転価格

現在、UAEには移転価格「TP (transfer pricing)」に関する規定はありません。ただし、二国間で発生する移転価格問題のリスクを軽減するために、関連当事者との取引は一定の距離を置いて行うべきです。ただし、新しい法人税制度の下では、OECD移転価格税制がUAEに適用されるようになります。すべての企業は、移転価格税制と文書化の要件に準拠する必要があります。これらの移転価格税制は、国内取引にも適用される場合があります。移転価格規則の詳細は、法人税法ではまだ明確にされていません。

4.4.2 国ごとのレポート

関連する通知および報告要件とともに、国ごとの規則「CbCR (country-by-country rules)」を採用しています。これらの規則は2019年1月1日以降に開始する会計年度から有効です。CbCR要件は、UAEの「税務上の居住者」であり、統合された多国籍企業グループ「MNE (multinational group of entities)」の最終

的な親企業「UPE (the ultimate parent entity)」に適用されます。前会計年度の売上高は31.5億ディルハム（約8億5800万米ドル）以上です。

4.4.3 過少資本税制

UAEには現在、過少資本税制のルールはありません。このような規則は、新しい法人税法の下で適用される場合があります。詳細は、最終的な法人税法の発表時に明らかにされることが期待されています。

4.4.4 経済的実体規制

OECD包括的枠組みのメンバーとしてのUAEのコミットメントの一環として、また、ビジネス課税に関する欧州連合行動規範グループによるUAEの税枠組みの評価に応じて、UAEは経済物質規則（閣僚会議決議No. 31 of 2019）、「規則」2019年4月30日。規則の修正は、2020年8月10日に2020年の閣僚決議第（57）号によって行われ、更新されたガイダンスが2020年8月19日に発行されました（2020年の閣僚決定番号（100））。

規則は、UAEの陸上およびフリーゾーン企業、および定義された「関連活動」のいずれかを実行する特定の活動に関連してUAEで適切な「経済的プレゼンス」を維持および実証することを要求しています（「経済的実体テスト」）。

規則は、2019年1月1日以降に開始する会計年度に適用されます。規則の範囲内にある対象者は、規制当局に年次通知フォームを提出し、会計年度末から12カ月以内に経済的実体報告書に記入して提出する必要があります。

事業体は、関連する活動から収入を得ていない、または「免除ライセンス」であるための条件を満たしている場合、経済的実体テストを満たし、経済的実体レポートを提出する必要はありません。いずれにせよ通知フォームを提出する必要があります。

規則に従わない場合、罰則（20,000～400,000 AEDの範囲）、株主および受益者の外国管轄当局との情報交換、トレードライセンス（申請業種の業務を行うことのできる免許）の停止、取り消し、更新不可などの他の行政処分が発生する可能性があります。

4.4.5 二重課税回避協定

UAEには、二重課税回避協定「DTAA (Double Taxation Avoidance Agreements)」の広範なネットワークがあります。UAEは現在、日本を含む他の国々と137の租税条約に署名しており、そのうち106の条約が発効しています。

その国のDTAAは、企業が相手国に恒久的施設（支店など）を設立して事業活動を行う場合、恒久的施設を通じて行われる事業活動から生じる事業利益のみが課税対象となると述べています。

さらに、救済は、ソース国の投資所得に対する課税に利用できます。UAEには源泉徴収税がないことを考えると、DTAAに基づく源泉徴収税の軽減は、現在UAEへの投資には関係ありません。

DTAAのリストと現在のステータスは、次のリンクにあります。

<https://www.mof.gov.ae/en/StrategicPartnerships/DoubleTaxationAgreements/Pages/DoubleTaxation.aspx>

5. 報告と監査

5.1 税務上の目的およびそれぞれの保持期間のために維持される文書および記録

5.1.1 メインランド

貿易免許更新申請書に監査済みの口座を提出する公式の要件はありません。実際には、当局は、貿易免許の更新が申請されたときに監査済みのアカウントの提供を要求できます。ブランチに同様の要件はありません。ただし、実際には、当局は、免許更新の申請が行われるときに、現地で監査された一連の財務諸表を要求することが知られています。ただし、これは最終的な法人税法の結果が出るまで変更される可能性があります。

5.1.2 フリーゾーン

フリーゾーンの規制では、フリーゾーン内企業の業務ライセンスを更新するために、監査済みの財務諸表を提出する必要があることがよくあります。実際には、企業は、グループ報告の目的とコーポレートガバナンスの両方の目的で、国際的に認められた会計および監査基準に従ってアカウントを監査します。

アカウントの維持と監査の要件は、法人税法の下で変更されると予想されます。

5.1.3 VAT

登録者はUAE VAT法令に記載されている記録を、関連する課税期間の終了後5年間保持する義務があります。例外として、不動産に関連する記録は15年間保持する必要があります。

- 商品とサービスのすべての供給と輸入の記録
- 商品またはサービスの受け取りに関連するすべての請求書および代替文書
- 受け取ったすべての税額控除メモと代替文書
- 発行されたすべての請求書と代替文書
- 発行されたすべての税額控除ノートおよび代替文書
- 事業に関係のない事項のために処分または使用された商品およびサービスの記録。これには、同じものに対して支払われた税金が示されます。
- 購入され、仮払消費税が控除されなかった商品およびサービスの記録
- 輸出された商品およびサービスの記録
- アカウントまたは税金の請求書に対して行われた調整または修正の記録
- 次の情報を含む税務記録：
 - 課税対象物に対する納税
 - UAEの付加価値税法に基づくメカニズムに基づく課税対象物に対する納税
 - エラー修正または調整後の納税額
 - 供給または輸入に対する回収可能な税金
 - エラー修正または調整後の回収可能な税金

5.2 認められた会計慣行

現地の会計基準はありません。ほとんどの国際企業は、国際財務報告基準「IFRS」に準拠していることが知られています。

5.3 税務当局に提出された監査要件および必須の文書/レポート

5.3.1 法人税

監査要件の詳細は、法人税法の下で指定されることが予測されます。

5.3.2 VAT

税務手続法に従い、連邦税務当局は、UAE VAT法令および税務手続法の規定をどの程度遵守しているかを確認するために、任意の人物に対して税務監査を実施する場合があります。連邦税務当局は、その事務所または税務監査の対象となる個人の事業所、またはそのような個人が事業を行う、商品を保管する、または記録を保持するその他の場所でそのような監査を行うことができます。税務監査を実施する目的で、連邦税務当局は以下を検査する場合があります。

- a. 敷地内
- b. 敷地内で入手可能な書類
- c. 敷地内で利用可能な資産
- d. 税務監査の対象者が使用する会計システム

既存の税務環境により、UAEに登録されているほとんどの事業体（本土およびFTZ）は、現在、法人税申告書を提出する必要がありません。

付録

二重課税のリスト

アルバニア	キプロス
アルジェリア	チェコ語
アンドラ	コンゴ民主共和国
アンゴラ	エクアドル
アンティグアバーブーダ	エジプト (1994)
アルゼンチン	エジプト (2019)
アルメニア	赤道ギニア
オーストリア (2003)	エストニア
オーストリア議定書改正 (2021)	エチオピア
アゼルバイジャン	フィジー
バングラデシュ	フィンランド
バルバドス	フランス
ベラルーシ (2000)	ガボン
ベラルーシ (議定書改正) (2019)	ガンビア
ベルギー	ジョージア
ベリーズ	ドイツ
ベナン	ガー
バミューダ	ギリシャ (2010)
ボスニア・ヘルツェゴビナ	プロトコル修正DTA (2013)
ボツワナ	ギニア (2011)
ブラジル	ギニアビサウ (2011)
ブルネイダルサラーム	アイルランド
ブルガリア	ハンガリー
ブルキナファソ	インド (1992)
ブルンジ	インド (プロトコル) (2007)
カメルーン	インド (プロトコル) (2012)
カナダ	インドネシア (1995)
チャド	インドネシア (2019)
チリ	イラク
中国	香港 (中国特別行政区)
コロンビア	イスラエル
ドミニカ連邦	イタリア
コモロ諸島	日本
コスタリカ	ジャージー
クロアチア	ヨルダン

条約

カザフスタン	パラグアイ
ケニア	フィリピン
サウジアラビア王国	ポーランド (1993)
韓国 (2003)	ポーランド議定書改正 (2013)
韓国 (2019)	ポルトガル
コソボ	ルーマニア (1993)
キルギスタン	ルーマニア (2015)
ラトビア	ロシア
レバノン	ルワンダ
リベリア	セントクリストファーネイビス
リビア	セントビンセントおよびグレナディーン諸島
リヒテンシュタイン	サンマリノ
リトアニア	セネガル
ルクセンブルク (2005)	セルビア
ルクセンブルク議定書改正 (2014)	セイシェル
マケドニア	シエラレオネ
マグノリア	シンガポール (1995)
マレーシア	シンガポール議定書第2修正 (2014)
モルディブ	スロバキア
マリ	スイス
マルタ	スロベニア
モーリタニア	スーダン
モーリシャス	南スーダン
モルドバ	南アフリカ
モナコ	スリナム
モンテネグロ	シリア
モロッコ	タジキスタン
モザンビーク	チュニジア
オランダ	タイ
ニュージーランド	トルコ
ニジェール	ルクメニスタン (議定書改正) (2018)
ナイジェリア	ウルグアイ
パキスタン	ウガンダ
パレスチナ	ウクライナ (2003)
パナマ	ウクライナ (議定書改正) (2021)
スペイン	ウズベキスタン
スリランカ	英国

メキシコ合衆国
ベトナム
イエメン
ジンバブエ

ウズベキスタン
ベネズエラ
ザンビア